

2022年9月20日

埼玉県知事
大野元裕様

一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会
理事長 近藤 嘉



〔社員団体と代表者〕

中央労働金庫埼玉県本部	常務理事	谷内聰
こくみん共済 coop 埼玉推進本部	本部長	金井浩
一般財団法人埼玉県勤労者福祉センター	理事長	佐藤道明
埼玉県勤労者生活協同組合	理事長	関根正道
埼玉県生活協同組合連合会	会長理事	吉川尚彦
生活協同組合パルシステム埼玉	理事長	樋口民子
医療生協さいたま生活協同組合	理事長	雪田慎二
日本労働者協同組合連合会		
センター事業団埼玉事業本部	本部長	藤谷英樹
日本労働組合総連合会埼玉県連合会	会長	近藤嘉

要請書

ウィズコロナ下における新しい生活様式への移行、デジタルトランスフォーメーション(DX)やカーボンニュートラルといった新たな社会への変革など、大きな時代の転換点にある現在、こうした新たな価値観に対応するとともに、今後の人口減少や異次元の高齢化を見据え、中長期的な視点から様々な施策に全力で取り組まれている大野元裕埼玉県知事に敬意を表します。

当協議会は、1972年の設立以来、一貫して埼玉県における勤労者の福祉活動を推進し、生活の安定・安心及び社会的地位の向上に寄与することを目的として諸活動を行ってまいりました。また、広く埼玉県民の生活をサポートする観点から、県内3箇所で無料法律相談会を開催しているほか、東日本大震災による広域避難者の支援、生活困窮者自立支援事業へのフードバンク活動等を通じての支援など、共生の地域社会づくり事業を推進しております。

本県は今後人口減少に転じ、75歳以上の高齢者人口が全国で最も速いスピードで増加する見込みです。医療・介護ニーズの増大や、地域の活力低下、経済規模の縮小などが懸念されており、私たちは、こうした少子高齢社会が急速に進む人口減少社会の到来に向き合っていかなければなりません。

あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現のために、当協議会が取りまとめました政策・制度につきまして、ご理解を賜りますとともに、令和5年度県政施策に反映していただきますようご要請申し上げます。

以上

2022年度埼玉県に対する政策・制度要請

1. 子どもの貧困対策の強化

高等学校等就学支援金制度によって、家庭における高校教育に係わる経済的負担は軽減されています。一方、「子どもが望む進路を歩ませたい」と願っても、経済的な理由で進学を断念せざるをえない家庭もあります。

高校・大学等への進学のための受験料や模擬試験代、塾の費用、参考書代などを用意できずに「受験を諦める」選択肢を突きつけられている子どもたちがいます。

東京都では、学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講料や、高校や大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯に必要な資金の貸付を行う「受験生チャレンジ支援貸付事業」を行っています。

将来の自立に向けて意欲的に取り組む子どもたちが、高校や大学等への進学をめざし受験に挑戦できるよう、支援制度の創設を要請します。

2. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が、令和3年4月1日に施行され、今までのような分野別で縦割りの福祉制度では、受けとめきれない地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業（重層的支援体制整備事業）が創設されました。

市町村や社会福祉団体による新たな取り組みをつうじて、個人が社会から孤立することを防ぎ、ひいては人ととの関係を再構築することによって、新たな地域社会の実現を目指そうとする今回の社会福祉法改正は、孤独になりがちなコロナ禍の中で、困ったときに助け合うことができる地域共生社会を創るために基盤となる制度です。

本事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業であることから、市町村が積極的に事業に取り組まれるよう、埼玉県からの働きかけを要請します。

3. 学校における防災教育の充実

学校における防災教育は、大地震等の自然災害が発生した際、まず自分の身を守るために、危険を予想し回避する能力を児童・生徒に育成することが重要です。

各学校における避難訓練が、訓練のための訓練ではなく、様々な発災場面を想定した、より体験的・実践的な避難訓練となるよう以下の施策の改善を要請します。

- (1) 避難訓練の実施時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連、地域の実態を考慮するよう改善を求める。
- (2) 学校全体のみならず、学級単位や部活動単位で実施することや、地域・家庭と連携して実施されるよう改善を求める。
- (3) 休憩時間中や清掃中、さらに登下校中の場合なども想定し、災害の発生時間や場所に変化を持たせ、いかなる場合にも安全に対処できるよう改善を求める。

(4) 発災時に停電や設備損傷等により一斉放送が使用できないなど、発災場面を想定した訓練となるよう改善を求めます。

(5) 特別な支援を必要とする児童生徒等が在籍している場合には、その特徴や個別の配慮事項について全教職員で共通理解をはかり、それを想定した訓練となるよう改善を求めます。

4. 放課後児童クラブの機能強化

放課後児童クラブは、福祉施設の根本的な役割に加え、共働きなどで普段家庭に保護者がいない、小学生を中心とする学齢期の子どもたちの家庭に代わる居場所であり、子どもの豊かな成長の場でもあります。

放課後児童クラブがその役割を十分に果たし、児童の安全と保護者の安心が担保できるよう、以下の施策の充実を要請します。

(1) 厚生労働省令において児童1人当たりの面積は、概ね 1.65 m^2 以上と定められています。しかしながら、 1.65 m^2 を満たしていない施設は、県内では支援の単位1,920か所のうち460か所で、全体の24.0%に及んでいます。児童の生活の場にふさわしい施設としての改善を求めます。

(2) 待機児童や施設の大規模化が進む中で、適正規模である40人を超える支援の単位は、1,920か所のうち667か所で、全体の34.7%に及んでいます。集団活動を指導できる規模であるひとつの支援単位の児童数40人以下となるよう、また、待機児童解消に向け改善を求めます。

(3) 放課後児童支援員は、自己研鑽を必要とする専門的な職種であり、そのために長期的に安定した雇用形態とすることが求められています。また、放課後児童支援員の役割と仕事内容から、運営形態に関わらず、常勤での複数配置が必要です。子どもとの安定的・継続的な関わりを堅持するためにも、放課後児童支援員の雇用の安定と待遇の改善ならびに常勤による複数配置について改善を求めます。

(4) 放課後児童クラブの制度・施策の改善と確立のため、県単独事業を堅持するよう要請します。

5. 「労働者協同組合」への支援強化

本年10月1日に「労働者協同組合法」が施行されます。今年度、埼玉県では「労働者協同組合の支援」事業として、法の普及啓発と組合設立届出の受理を実施するため、県民向け説明会の開催、移行を検討しているNPO法人向け研修会の開催、市町村職員向け研修会の開催、動画作成、庁内連絡会議の開催、届出事務等が進められています。

当事者団体本部には既に多数の市民より相談や問い合わせが寄せられており、県内でも新たな労働者協同組合の設立やNPO法人等からの移行を検討している団体が現れています。また、長引くコロナ禍において廃業や雇止めが続く中、一般的な求人の枠組みだけでは就労に対する多様なニーズに対応できていない切実な状況もあり、「協同労働」に対する期待が高まっていると考えます。

持続可能で活力ある地域社会の実現のため、法が施行される本年10月から3年間を重点期間と位置づけ、以下の(1)～(4)の項目を一体化させた「協同労働推進事業

(協同労働プラットフォーム事業)」について政策化を要請します。

- (1) 説明会やシンポジウムの開催、広報物の作成・更新等による「協同労働」という働き方の周知・啓発。
- (2) 常設窓口設置による個別相談、アウトリーチによる支援、学習会等による組合設立と事業立ち上げへの支援。
- (3) 事業立ち上げ後の運営への支援と団体間連携に係るコーディネート。
- (4) 関係機関との連携・協働関係の構築。

6. 外国人と共生していく社会づくり

埼玉県における2020年末の在留外国人数は、2019年末に比べ約2,200人増加し約19万8,000人となりました。増加率は鈍化したものの過去最高となり、県人口に占める割合は約2.7%となっています。また、2020年度の県内外国人児童生徒数は約8,500人となり、過去10年間で約2.3倍に増加しています。

今後、少子高齢社会が進むことで本県の日本人人口が減少し、外国人人口の増加傾向が続いた場合には、共に地域に暮らす隣人として、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きる多文化共生社会の実現に向けた施策が重要となることから、以下の施策について拡充されるよう要請します。

- (1) 外国人住民が日本で安定して就労し生活していくためには、日本語の習得が必要です。そのためには、今以上の日本語の学習機会の提供、大学や日本語学校などの法人と連携した日本語能力評価基準などの周知・活用、地域のNPOや国際交流協会がボランティアで運営する「日本語教室」のサービスとしての底上げなど、地域のみならず、法人との連携強化による日本語の学習機会の拡充を求めます。
- (2) 外国人児童生徒の教育問題は、グローバル人材の育成という観点からも、放置できない問題です。特に外国にルーツを持つ子どもたちは、グローバルな視点を持って社会で活躍できる人材になり得る可能性を秘めています。外国人の子どもと日本人の子どもが、共生していく未来に向けて、外国人の子どもの就学機会の保証ならびに日本語教育の充実、日本語能力が不十分な親への支援、公立義務教育学校の受け入れ体制の整備、加えて、将来の就職を考慮した上級学校への進学支援の拡充を求めます。
- (3) 外国人が、日本人と同様な健康生活を送るために、医療・社会保障の観点が重要です。現在、公的年金制度・医療保険制度・介護保険制度に関しては、国籍問わず、原則いずれかの公的制度に加入することになっています。日本に入国してきたばかりの外国人は、日本語の理解が困難な場合も少なくありません。また、収入も少ないなどもあって、公的制度の届出や申告がスムーズに行えず、手続きを放置してしまうこともあります。在留外国人が安心して埼玉県で暮らせるよう公的制度の理解ならびに加入について、積極的に促すよう求めます。

7. 難病や長期慢性疾患の患者への支援強化

- (1) 長期にわたり治療を必要とする難病や長期慢性疾患の患者とその家族が、地域で尊厳を持って生活していくよう、医療費をはじめとする経済的負担の軽減を

はかるとともに、県民への難病・長期慢性疾病に対する理解と対策の周知を進め、福祉サービスの提供、人材の確保と研修の充実、人権教育・啓発の推進を要請します。

(2) 就労は難病患者や長期慢性疾病患者にとって、経済的な側面のみならず、社会参加と生きる希望につながるものです。難病患者ならびに長期慢性疾病患者の就労の拡大や就労支援を充実するよう要請します。

8. フードバンク活動への支援強化

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子ども食堂や生活困窮者等へ食品を届きやすくすることが重要になっており、食品ロス削減をはかりつつ、子ども食堂等に対して食品の提供を行うフードバンクの役割は、従来にも増して大きくなっています。

一方、フードバンクの運営は多くの問題を抱えています。活動に必要な予算の不足、人員不足、事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備、食品の量と質、人材育成など、その多くは資金で解決できる問題です。

NPO 法人フードバンク埼玉においては、新型コロナウイルス感染症の影響から、この 2 年間の食品の取り扱いが大幅に増加をしており、自組織の努力だけでは対応が厳しくなっている状況にあります。

県内で活動するフードバンクが、期待される役割を十分に担えるよう、フードバンク団体の基盤強化に向けた支援策を拡充するよう要請します。

9. 中小企業勤労者の福祉格差の是正

中小企業における福利厚生制度は、大手企業と比べ制度の導入や充実が困難な状況にあります。

中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、中小企業勤労者福祉サービスセンターが魅力あるサービスを提供し、自立と再生を果たすよう、埼玉県としての役割を積極的に發揮し、関係市町村やサービスセンターへの支援を強化するとともに、設置エリアの拡大に努めるよう要請します。

10. 労働者福祉事業団体および県内協同組合に対する支援強化

一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会では、中央労働金庫埼玉県本部、こくみん共済 coop 埼玉推進本部、一般財団法人埼玉県勤労者福祉センター、埼玉県生活協同組合連合会、生活協同組合パルシステム埼玉、医療生協さいたま生活協同組合、埼玉県勤労者生活協同組合、日本労働者協同組合連合会センター事業団埼玉事業本部が参加し、「非営利・協同セクター」として埼玉県民の生活支援を行っています。

埼玉県におかれましては、一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会をはじめ各構成団体への引き継ぎの支援を要請します。

以上